



12月2日から 健康保険証の取り扱いが変わります

健康保険証の新規発行が12月1日に終了し、マイナ保険証または資格確認書へと移行します。詳細は区営(コード①)をご覧ください。



問国保年金課資格賦課係(☎5722-9810)
国保年金課後期高齢者医療係(☎5722-9838)
共通5722-9339

Q

今持っている健康保険証は
使えなくなるの？

A 現在お持ちの健康保険証は、その健康保険証に記載された有効期限まで使用できます。

- 目黒区国民健康保険のかた
最長で7年9月30日まで(7年9月30日より前に75歳を迎えるかたは75歳の誕生日前日まで)
- 東京都後期高齢者医療制度のかた
最長で7年7月31日まで
- 上記のどちらにも該当しないかた
それぞれ有効期限が異なります。加入している健康保険組合などにお問い合わせください。

12月2日以降、以下に該当の場合には有効期限内であっても新しい健康保険証の発行ができません。マイナ保険証または資格確認書をご利用ください。

- 住所変更などで健康保険証の記載内容が変わる
- 就職などで加入する保険が変わる
- 紛失・破損

教えて！マイナ保険証

マイナ保険証とは

健康保険証として利用登録をしたマイナンバーカードのことで、初回のみ利用登録が必要です(右記参照)。

マイナ保険証を医療機関や薬局にあるカードリーダーで読み取ることで、受け付けができます。

マイナ保険証を利用すると、手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除されるなどのメリットがあります。まだ利用登録をされていないかたは、マイナ保険証の利用登録を行い、医療機関などを受診する際は、マイナ保険証をご利用ください。

マイナンバーカードの健康保険証利用を 詳しく知りたいかたは

厚生労働省(コード②)

マイナンバーカードの健康保険証
利用について



厚生労働省マイナンバー総合フリーダイヤル
(☎0120-95-0178)

ダイヤルの5番「マイナンバーカードの健康保険証利用」を選択の上、音声ガイダンスに従ってお進みください。

受付時間 9:30~20:00

(土・日曜日、祝・休日は17:30まで)

Q

今持っている健康保険証の
有効期限が過ぎたらどうなるの？

A マイナ保険証をご利用いただくか、マイナ保険証をお持ちでないかたは、マイナ保険証の代わりに「資格確認書」で医療機関などを受診します(申請不要)。

資格確認書は、現行の健康保険証の有効期限が過ぎる前に各保険者から発行されます。発行時期は各保険者で異なります。

- 目黒区国民健康保険のかた、東京都後期高齢者医療制度のかた
7年7月(予定)
- 上記のどちらにも該当しないかた
加入している健康保険組合などにお問い合わせください。

目黒区国民健康保険のかたで、マイナ保険証をお持ちの場合、資格情報を簡単に確認できるよう、「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」が発行されます。なお、資格情報のお知らせだけでは受診できません。

マイナ保険証の利用登録方法

方法1 医療機関・薬局の受付 (カードリーダー)で行う

準備するもの

- マイナンバーカード



顔認証を行うと、マイナンバーカードを置くだけで、4桁の暗証番号は不要！



方法2 スマートフォンやパソコンを 使ってマイナポータルから行う

総合庁舎本館1階国保年金課14番窓口前に設置のパソコンでもマイナポータルからの利用登録ができます。

準備するもの

- マイナンバーカード



方法3 セブン銀行の ATMから行う

簡単に利用登録ができます。詳細は厚生労働省(コード②)をご覧ください。

- パスワード(暗証番号)
マイナンバーカード取得時に設定した4桁の数字

高齢受給者証・限度額適用認定証等・特定疾病療養受療証の12月2日以降の取り扱い

証の種類	国民健康保険加入	後期高齢者医療保険加入
高齢受給者証	交付は終了し、マイナ保険証と一体化	
限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証	今まで通り申請に基づき交付	資格確認書への特記事項として記載可
特定疾病療養受療証	今まで通り申請に基づき交付	